

# 北海道科学大学学位規程

## （目 的）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、北海道科学大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、北海道科学大学学則（以下「本学学則」という。）及び北海道科学大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## （学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するにあたっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学部学科、研究科専攻ごとに次のとおりとする。

### （1）学士の学位

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 工学部      | 機械工学科      | 工学     |
|          | 情報工学科      | 工学     |
|          | 電気電子工学科    | 工学     |
|          | 建築学科       | 工学     |
|          | 都市環境学科     | 工学     |
| 薬学部      | 薬学科        | 薬学     |
| 保健医療学部   | 看護学科       | 看護学    |
|          | 理学療法学科     | 理学療法学  |
|          | 義肢装具学科     | 義肢装具学  |
|          | 臨床工学科      | 臨床工学   |
|          | 診療放射線学科    | 放射線技術学 |
| 未来デザイン学部 | メディアデザイン学科 | 工学     |
|          | 人間社会学科     | 工学     |

### （2）修士の学位

|          |               |             |
|----------|---------------|-------------|
| 工学研究科    | 機械工学専攻        | 工学          |
|          | 電気電子工学専攻      | 工学          |
|          | 情報工学専攻        | 工学          |
|          | 建築学専攻         | 工学          |
|          | 都市環境学専攻       | 工学          |
| 保健医療学研究科 | 看護学専攻         | 看護学         |
|          | リハビリテーション科学専攻 | リハビリテーション科学 |
|          | 医療技術学専攻       | 医療技術学       |

### （3）博士の学位

|       |        |    |
|-------|--------|----|
| 工学研究科 | 工学専攻   | 工学 |
| 薬学研究科 | 臨床薬学専攻 | 薬学 |

## （学位授与の要件）

第3条 本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して学士の学位を授与する。

2 本学大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に対して修士又は博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院研究科に博士の学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 前条第2項から第3項の規定により、学位授与の申請をする者は、別に定める学位申請書に学位論文、付属書類及び学位審査料を添えて学長に提出しなければならない。ただし、薬学研究科の博士の学位申請においては、学位論文発表後に研究科委員会が認めた者が学位論文を提出することができる。

2 前項により、学位授与の申請をする者は、学位論文の題目についてあらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

3 学位審査料は別に定める。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 前条第1項の規程により学位授与の申請があったとき、学長は提出された学位論文受理の可否並びに、その審査を研究科委員会に付託する。

(審査委員の選任)

第6条 前条により、審査を付託された学位論文のうち、第3条第2項に該当するものについて、研究科委員会は、当該専攻担当の教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定するものとする。ただし、審査のため必要と認めるときは、副査に他研究科、他専攻及び、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

2 前条により、審査を付託された学位論文のうち、第3条第3項に該当するものについて、研究科委員会は、学位申請者の研究分野に関係のある当該専攻担当の教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定するものとし、主査には教授をあてるものとする。ただし、審査のため必要と認めるときは、副査に他研究科、他専攻及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(審査期間)

第7条 第3条第2項に該当する者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

2 第3条第3項に該当する者の学位論文の審査及び学力確認は、学位論文を受理した日から6月以内に終了するものとする。ただし、特別な理由がある場合には、研究科委員会の議を経てその期間を6月に限り延長することができる。

(学位論文発表会)

第8条 第3条第2項又は第3項により、学位論文を提出した者に、当該専攻は、学位論文発表会を開催し申請者にその論文内容の報告を求める。ただし、臨床薬学専攻においては学位論文発表後に研究科委員会が申請を認めた者に論文内容の報告を求める。学位論文発表会の開催時期については別に定める。

(学位論文審査及び最終試験等)

第9条 審査委員は、当該学位論文の審査等を行うものとする。学位論文審査及び最終試験等については別に定める。

2 修士論文の審査には、本学大学院学則の定めるところにより、当該専攻が必要と認めるときは、修士設計など特定の課題についての研究成果の審査をもって論文審査に代えることができる。

3 第3条第2項に該当する者の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目について筆記又は口述により実施するものとする。

4 第3条第3項に該当する者の試験及び学力確認については、学位論文を中心とした学術について筆記又は口述により実施するものとし、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを認定するために行うものとする。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は、学位論文の審査、最終試験又は試験及び学力の確認が終了したときは、その結果を所定の書式により、指定された期日までに研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づき、学位授与について審議する。

(学位記の授与)

第12条 学長は、前条の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。

2 第3条第1項により、本学を卒業した者に学位記を授与する。

3 前項の学位記は卒業証書を兼ねる。

(学位の使用)

第13条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、北海道科学大学と付記する。

(学位授与の報告)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項による公表は、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取消)

第17条 学士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

第18条 修士及び博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(学位論文の保存)

第19条 修士及び博士の学位論文審査を終了した学位論文は、製本のうえ、本学図書館に保存する。

(記録の保存)

第20条 本学は、修士及び博士の学位授与に関する審査及び学位論文題目、その他必要な事項を記

録した学位授与原簿を作成し保存する。

(学位記及び書類の様式等)

第21条 学位論文の申請及び学位記等に関する様式については、別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成2年7月30日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成15年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく様式第1号は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(1)及び第19条に基づく様式第1号は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(1)は、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第15条及び第16条は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。